

浦添市ロゴマークの商用に係る手続きに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ロゴマークの商用に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ロゴマーク 浦添市ロゴマーク
- (2) 商用 ロゴマークを使用した商品を販売する行為等
- (3) マニュアル 浦添市ロゴマーク使用マニュアル

(使用基準等)

第3条 ロゴマークの使用目的、使用できる者、使用方法、使用料、呼称、種類、色の指定、アイソレーションエリア（余白）、背景色、最小使用サイズ、禁止事項等については、マニュアルに定めるとおりとする。

(申請)

第4条 ロゴマークを商用として使用することを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浦添市ロゴマーク商用使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(承認等)

第5条 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、マニュアルの「使用目的」等をもとに内容を審査し、適切と判断した場合は、浦添市ロゴマーク商用使用承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の承諾通知書を受けた申請者は、ロゴマークを使用した商品等が完成した場合は、その状況が確認できるもの（完成品の写真など）を1部市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項において不適切と判断した場合は、浦添市ロゴマーク商用使用不承諾通知書を申請者に通知するものとする。

(変更)

第6条 前条の承諾通知書を受けた申請者が、承諾に係る使用方法等の変更を

希望する場合は、事前に市長と協議し、変更内容について市長の同意を得なければならない。

(取り消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承諾を取り消すことができる。

- (1) マニュアルに反する使用を行った場合。
- (2) 申請書に虚偽記載があった場合。
- (3) 第三者に損害を与えるような使用を行っている場合。
- (4) その他市長がその使用について不適切と認める場合。

(責任の制限)

第8条 ロゴマークの使用にあたり、トラブルや損害が生じた場合、市長は一切の責任を負わない。

2 前条により使用承諾を取り消した場合において、使用の承諾を受けていた申請者又は第三者に損害が生じても、市長はその賠償の責任を負わない。

(使用期間)

第9条 申請者がロゴマークを使用できる期間は、最長3年間とする。なお、申請者が使用期限終了後も継続して使用することを希望する場合は、使用期限の1か月前までに、第4条の規定に基づく申請手続きを改めて行わなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行する。